

京都市身体障害者福祉法第 15 条の規定に基づく医師の指定等に関する要領

(申請)

- 1 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 238 号。以下「法」という。）第 15 条第 1 項及び第 2 項の規定による医師の指定等を申請しようとする者からの申請書等は、別紙様式のとおりとする。

(提出)

- 2 前項の申請書等は、京都市長（以下「市長」という。）へ提出するものとする。

(諮問)

- 3 法第 15 条第 2 項の規定による医師の指定、担当する障害区分の追加（以下「医師の指定等」という。）にあたっては、市長は京都市社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会（以下「審査部会」という。）の意見を聴いて行わなければならない。
なお、指定年月日は、審査部会が開催された月の翌月初日とする。

(審査)

- 4 法第 15 条第 2 項の規定に従い、市長が医師の指定等を行うにあたって、審査部会の意見を聴く際に、以下の事項について十分審査を行うものとする。
 - (1) 医籍登録日
 - (2) 担当しようとする障害区分
 - (3) 当該医師の職歴
 - (4) 当該医師の主たる研究歴と業績
 - (5) その他必要と認める事項

(通知)

- 5 審査結果に基づく指定等に関する通知は、申請者等に対し、指定年月日が到来するまでに書面にて通知する。

(診断書の作成)

- 6 指定された医師は、その者が主として標榜し、かつ、それに関して相当の学識経験を有する診療科に関係のある指定を受けた障害区分について、法第 15 条第 1 項の診断書を作成することができる。

(指定基準)

- 7 医師の指定等に係る指定基準は、次のとおりとする。
 - (1) 視覚障害、聴覚若しくは平衡機能障害、音声、言語若しくはそしゃく機能障害、

肢体不自由、心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう若しくは直腸機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害又は肝臓機能障害の医療に関係のある診療科名を標榜している病院又は診療所において診療に従事し、かつ、その診断に関する相当の学識経験を有する医師について行う。

- (2) 当該医師が担当する診療科の診療従事年数（外国の医療機関を含む。）は、3年以上とする。

また、臨床研修等の扱いは、以下のとおりとする。

ア 医師法第16条の2に規定する臨床研修期間は、年数に算入しない。

イ 大学院での当該診療科（臨床系）に係る専攻期間は、年数に算入できるものとする。

（担当障害に関係のある診療科名）

- 8 各障害の医療に関係のある診療科名は、医療法施行令（昭和23年政令第326号）第3条の2に規定される診療科とする。参考として各障害に関係のある診療科名を以下に例示する。

- (1) 視覚障害の医療に関係のある診療科名

眼科、小児眼科、神経内科、脳神経外科

（注）眼科以外の診療科にあつては、腫瘍・神経障害等による視力喪失者の診療に限る。

- (2) 聴覚障害の医療に関係のある診療科名

耳鼻いんこう科、小児耳鼻いんこう科、気管食道・耳鼻いんこう科、神経内科、脳神経外科

（注）日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会認定の耳鼻咽喉科専門医であることを原則とする。

ただし、耳鼻咽喉科専門医でなくても、これに相当すると審査部会が認める場合は、指定できるものとする。

（注）耳鼻いんこう科以外の診療科にあつては、腫瘍・神経障害等による聴力喪失者の診療に限る。

- (3) 平衡機能障害の医療に関係のある診療科名

耳鼻いんこう科、小児耳鼻いんこう科、気管食道・耳鼻いんこう科、神経内科、脳神経外科、リハビリテーション科

- (4) 音声、言語機能障害の医療に関係のある診療科名

耳鼻いんこう科、小児耳鼻いんこう科、気管食道・耳鼻いんこう科、内科、気管食道内科、神経内科、気管食道外科、脳神経外科、形成外科、リハビリテーション科

- (5) そしゃく機能の医療に関係のある診療科名

耳鼻いんこう科、小児耳鼻いんこう科、気管食道・耳鼻いんこう科、気管食道内科、神経内科、気管食道外科、形成外科、リハビリテーション科

(6) 肢体不自由の医療に係る診療科名

整形外科、外科、小児外科、内科、神経内科、脳神経外科、形成外科、リウマチ科、小児科、リハビリテーション科

(7) 心臓機能障害の医療に係る診療科名

内科、循環器内科、心臓内科、外科、心臓血管外科、心臓外科、胸部外科、小児科、小児外科、リハビリテーション科

(8) じん臓機能障害の医療に係る診療科名

内科、循環器内科、腎臓内科、人工透析内科、外科、移植外科、小児科、小児外科、泌尿器科、小児泌尿器科

(9) 呼吸器機能障害の医療に係る診療科名

内科、呼吸器内科、気管食道内科、外科、呼吸器外科、気管食道外科、胸部外科、小児科、小児外科、リハビリテーション科

(10) ぼうこう又は直腸機能障害の医療に係る診療科名

泌尿器科、小児泌尿器科、外科、消化器外科、内科、消化器内科、神経内科、小児科、小児外科、産婦人科（婦人科）

(11) 小腸機能障害の医療に係る診療科名

内科、消化器内科、胃腸内科、外科、消化器外科、腹部外科、小児科、小児外科

(12) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害の医療に係る診療科名

内科、血液内科、感染症内科、呼吸器内科、外科、小児科、産婦人科

（注）エイズ治療拠点病院での従事経験があることを原則とする。

(13) 肝臓機能障害の医療に係る診療科名

内科、消化器内科、肝臓内科、外科、消化器外科、移植外科、腹部外科、肝臓外科、小児科、小児外科

（指定医師の公表）

9 市長は、法15条第1項の規定により指定した医師について、公表するものとする。

（指定医師の標示）

10 法15条第1項の規定により指定を受けた医師は、その旨を見やすい方法により掲示するものとする。

附則

この要領は、平成29年8月19日から施行する。

ただし、平成29年8月18日までに受理した申請については、なお従前の例による。

附則

（施行期日）

1 この要領は、令和元年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 身体障害者福祉法第15条第1項の指定医師の診療場所変更（追加）について（様式4）、身体障害者福祉法第15条第1項の氏名変更について（様式5）及び身体障害者福祉法第15条第1項による指定医師の指定取消について（様式6）については、当面の間、従前の様式によることができる。

附則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 様式については、当面の間、従前の様式によることができる。

様式 1

身体障害者福祉法第 15 条第 1 項に規定する医師の指定申請書

年 月 日

京都市長 様

住 所

(ふりがな)

氏 名

身体障害者福祉法第 15 条第 1 項に規定する医師の指定を受けたいので、関係書類を添付し、次のとおり申請します。

1 診療に従事する医療機関の名称及び所在地

病院名：

所在地：(〒 -)

2 診断しようとする医師の診療科目

3 現在の指定医師の指定状況

☐現在、京都市内の医療機関で指定医師の指定なし

☐現在、京都市内の医療機関で指定医師の指定あり※1

(医療機関名：)

4 診断しようとする障害の種別 (※1 の場合、記入不要)

☐肢体、☐視覚、☐聴覚、☐平衡機能、☐音声・言語、☐そしゃく

☐心臓、☐腎臓、☐呼吸器、☐ぼうこう・直腸、☐小腸、☐免疫、☐肝臓

5 関係書類 (※1 の場合、(2)、(3) の提出不要)

(1) 同意書(様式 2)及び承諾書(様式 3)

(2) 当該医師の経歴書(様式 4)及び別紙「障害に係る診療実績等」

(3) 当該医師の医師免許証の写し(A 4 版)

※「聴覚」を申請する場合は、原則として日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会(旧日本耳鼻咽喉科学会)の専門医証等を添付してください。

※「免疫」を申請する場合は、原則としてエイズ治療拠点病院での従事経験が必要です。

6 当該申請に係る担当部署、担当者及び電話番号

担 当 部 署：

担 当 者：

電 話 番 号：

メールアドレス：

様式2

同 意 書

身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師として指定されることに同意します。

また、指定された障害種別についてのみ、「身体障害認定基準」（平成15年1月10日障企発第0110001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）及び「身体障害認定要領」（平成15年1月10日障企発第0110001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知）により、診断書・意見書を交付します。

なお、指定医師に指定された場合は、京都市が指定内容を公表（ホームページ上の名簿掲載を含む。）することに同意します。

年 月 日

住 所

氏 名

京 都 市 長 様

様式3

承 諾 書

当医療機関の医師が身体障害者福祉法第15条第1項の規定による指定医師となることを承諾します。

年 月 日

(医療機関)

所在地

名 称

代表者(職・氏名)

京都市長 様

様式 4

経 歴 書

ふりがな 氏 名				生 年 月 日	年 月 日	歳 (申請日現在)
現 住 所		〒				
医療機関	名 称					
	所在地	〒				
	診療科目					
医 籍 登 録 日				年 月 日 第 号		
経 歴 ・ 職 歴	自		至		任免（勸退）事項	診療科目
	年	月	年	月		
					大学(院) 学部 卒業	
【主たる研究歴と業績】※別紙資料添付による提出も可。						

【注】最終学歴より現在に至るまでを詳細に記載すること。

別紙（様式4 関連）

障害に係る診療実績等

※指定を受けようとする障害の種別ごとに、作成すること。

障 害 の 種 別 (該当する障害名に チェックしてください)	☐ 肢体不自由 ☐ 視覚障害 ☐ 聴覚障害 ☐ 平衡機能障害 ☐ 音声・言語機能障害 ☐ そしゃく機能障害 ☐ 心臓機能障害 ☐ 腎臓機能障害 ☐ 呼吸器機能障害 ☐ ぼうこう・直腸機能障害 ☐ 小腸機能障害 ☐ 免疫機能障害 ☐ 肝臓機能障害
---------------------------------------	--

診 療 実 績 等	
内 容	従事年数
	年 月
	年 月
	年 月
	年 月
	年 月
	年 月
	年 月
	年 月
	年 月
	年 月
	年 月

【記入要領】
診療実績については、担当する障害種別の経験を具体的に記載すること。
(例)：視覚障害の場合
令和〇〇年△月□日～令和●●年▲月■日 2年3月
〇〇県立K病院 眼科勤務 白内障手術執刀医として月平均で10～30件の症例を手がける。

様式 5

指定医師障害種別追加申請書

年 月 日

京都市長 様

住 所

(ふりがな)

氏 名

身体障害者福祉法第 15 条第 1 項に規定する指定医師の障害の種別を追加したいので、関係書類を添付し、次のとおり申請します。

1 診療に従事する医療機関の名称及び所在地

病院名：

所在地：(〒 -)

2 新たに診断しようとする医師の診療科目

3 新たに診断しようとする障害の種別

☐ 肢体、☐ 視覚、☐ 聴覚、☐ 平衡機能、☐ 音声・言語、☐ そしゃく

☐ 心臓、☐ 腎臓、☐ 呼吸器、☐ ぼうこう・直腸、☐ 小腸、☐ 免疫、☐ 肝臓

4 関係書類

(1) 同意書(様式 2)及び承諾書(様式 3)

(2) 当該医師の経歴書(様式 4)及び別紙「障害に係る診療実績等」

(3) 当該医師の医師免許証の写し(A 4 版)

※「聴覚」を申請する場合は、原則として日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会(旧日本耳鼻咽喉科学会)の専門医証等を添付してください。

※「免疫」を申請する場合は、原則としてエイズ治療拠点病院での従事経験が必要です。

5 当該申請に係る担当部署、担当者及び電話番号等

担当部署：

担 当 者：

電話番号：

メールアドレス：

指定医師指定内容変更届

年 月 日

京都市長 様

【届出人】

氏 名

連絡先 ()

※代理人の場合に記載

続 柄

身体障害者福祉法第 15 条第 1 項の規定による指定医師について、次のとおり変更したので、届出します。

【変更箇所】 (□にチェックをしてください。)

指定医師 □ 氏名 □ 障害種別

医療機関 □ 名称 □ 住所 □ 電話番号 □ 診療科目

変更事由		新			旧		
氏 名							
医 療 機 関	名 称						
	住 所	〒			〒		
	電話番号						
	診療科目						
指定を受けた障害 の種別(一部辞退)		☐ 肢体	☐ 視覚	☐ 聴覚	☐ 肢体	☐ 視覚	☐ 聴覚
		☐ 平衡	☐ 音・言	☐ そしゃく	☐ 平衡	☐ 音・言	☐ そしゃく
		☐ 心臓	☐ 腎臓	☐ 呼吸器	☐ 心臓	☐ 腎臓	☐ 呼吸器
		☐ ぼ・直	☐ 小腸	☐ 免疫	☐ ぼ・直	☐ 小腸	☐ 免疫
		☐ 肝臓			☐ 肝臓		
理 由							
変 更 年 月 日		年 月 日から			年 月 日まで		

【注】

- 届出人は指定医師を原則とするが、代理人が届け出る場合は続柄を記載すること。
- 変更箇所は、新旧すべてに記載すること。
- 指定を受けている障害種別を追加する場合は、「障害種別追加申請書（様式 5）」によること。
- 勤務指定医師が市外へ転出した場合は、「辞退届（様式 7）」によること。
- 医療機関の変更は、同意書（様式 2）及び承諾書（様式 3）を添付すること。

指定医師辞退届

年 月 日

京都市長 様

【届出人】

氏 名

連絡先 ()

※代理人の場合に記載

続 柄

身体障害者福祉法第 15 条第 1 項の規定による指定医師について、次のとおり届出します。

指 定 医 師	氏名	
	医療機関名	
辞 退 の 理 由	☐ 死亡 ☐ 市外転出 ☐ 辞退・退職 ☐ その他 ()	
事実発生日	年 月 日	
備 考		

※ 京都市内の医療機関への異動(開業含む)の場合は「指定内容変更届(様式6)」になります。

【注】

- 1 辞退届は、事実発生日以降、速やかに提出すること。
- 2 届出人は指定医師とする。ただし、本人が死亡又は市外へ転出した場合等やむを得ないときは、代理人または旧医療機関の管理者が続柄を付記して、速やかに届け出ること。
- 3 指定を受けている医師が、その指定を辞退しようとするときは、60 日間の予告期間を設けること。
なお、死亡によるものや市外転出の場合は、この限りではない。